

全建労発第 73号  
平成26年12月3日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞  
〔 公 印 省 略 〕

### 建設工事等におけるガスパイプ損傷事故の防止について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、標記について、国土交通省より別紙の通り要請がありましたので、貴会会員企業に対しまして、的確な対応が図られるよう、周知方よろしくお願いいたします。

(担当：労働部労働課 吉田)

国土専建第41号

平成26年11月28日

一般社団法人全国建設業協会会長

近藤 晴貞 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課長 屋敷 次郎



建設工事等におけるガスパイプ損傷事故の防止について

標記について、別添のとおり経済産業省から依頼がありました。

貴団体におかれましては、会員企業等に対し、別添の趣旨を踏まえた確かな対応が図られるよう、周知方よろしくお願いいたします。

また、添付資料につきましては、必要に応じて下記の URL よりダウンロードしていただきますよう、お願いいたします。

#### 記

##### 参考資料 1

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2014/11/261119-1-3.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/11/261119-1-3.pdf)

##### 参考資料 2

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2014/11/261119-1-4.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/11/261119-1-4.pdf)

##### 参考資料 3

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/files/0226takoji.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/0226takoji.pdf)

# 経済産業省

26商ガ安第22号

平成26年11月19日

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課長 屋敷 次郎 殿

経済産業省 商務流通保安グループ

ガス安全室長 大本 治康

## 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成21年から平成25年の5年間で397件、負傷者数48名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年1割以上の割合で発生し、平成26年は10月末時点で、既に88件発生しております。

最近の事故事例では、平成25年2月に、宅地造成業者が掘削中に誤って重機でガス管を損傷したためガス漏えいが発生し、連絡を受けて駆けつけたガス事業者が掘削した穴の中で、酸素欠乏となり病院に搬送される事故が発生しました。また、平成26年10月に、水道設備業者が掘削中に誤ってガス管を損傷し、漏えいしたガスに掘削機の火花が引火し火災となり1名が負傷する事故が発生しました。

こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、その原因としては、①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった、②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった、また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものが多数あります。



つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

- ・ 工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求めること。
- ・ ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・ 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・ 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(添付資料)

- ・ 参考資料 1 平成 25 年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・ 参考資料 2 平成 26 年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・ 参考資料 3 建設工事等事業者向けパンフレット

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/files/0226takoji.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/0226takoji.pdf)

(参考) 最近の建設工事等によるガス管・ガス設備損傷事故件数の推移

ガス事故(建設工事等)件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
ガス事故件数	490	587	694	731	974	3,476
うち、都市ガス	305	383	467	471	767	2,393
液化石油ガス	185	204	227	260	207	1,083
建設工事等事故件数	62	78	74	93	90	397
うち、都市ガス	46	61	61	70	72	310
液化石油ガス	16	17	13	23	18	87
うち、事前照会無し	41	60	50	60	68	279
建設工事等事故による負傷者数	6	7	16	10	9	48

(経済産業省ガス安全室調べ)